

**食育・給食実務者検討会**

**報 告 書**

**平成19年11月**

**食育・給食実務者検討会**

## 目 次

はじめに	1
第1章 学校における食育の推進	2
1. 学校における食育の目標と基本方針	2
(1) 学校における食育の位置付け	
(2) 食育の目標	
(3) 食育推進の基本方針	
2. 学校における食育の指導体制	3
(1) 食に関する指導の全体計画	
(2) 食育推進のための校内指導体制	
(3) 食育を進めるための人材の育成	
(4) 栄養教諭制度	
3. 家庭・地域と学校との連携	5
(1) 家庭	
(2) 地域	
(3) 学校保健委員会	
(4) その他の機関	
4. 栄養士・調理員の業務について	6
(1) 栄養士の業務	
(2) 給食調理員の業務	
第2章 中学校給食の検討	7
1. 中学生をとりまく背景	7
2. 給食の意義	7
3. 本検討会における中学校給食についての意見	8
(1) 中学校給食の実施を必要とする意見	
(2) 中学校給食の実施を疑問とする意見	
4. 中学校給食を実施した場合の課題および実施方法について	10
(1) 具体的な課題	
(2) 個人に対する対応	
(3) 実施に向けて	
5. 本検討会における中学校給食に関するまとめ	12
語句説明	13
審議経過	14
委員構成	14

## はじめに

近年、社会経済情勢のめまぐるしい変化の中で、食を大切にしている心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全上の問題、食の海外への依存、伝統ある食文化の喪失など食をとりまく環境の変化が大きな問題となっている。

このような問題に対応するため、平成 17 年 7 月に「食育基本法」が施行された。この法律では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」、  
「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」と位置付けており、その推進が求められている。

また「食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、とりわけ子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである」とも謳われており、学校における食育推進体制の整備がより一層求められることとなった。

本市教育委員会では、学校現場における食育の大切さを重視し、学校教育部長をはじめとする事務局管理職、学校現場の責任者である小・中学校長と、給食調理現場で直接「食」に携わる栄養士・給食調理員で組織した「食育・給食実務者検討会」を設置し、学校現場における食育推進等についての論議を行ってきた。また、小学校給食だけでなく、中学校給食を含めた本市における望ましい学校給食のあり方についても論議・検討を進めた。

本検討会では、各委員が実際の教育現場に従事する者としての立場から意見を出し合い、平成 18 年 6 月から平成 19 年 7 月までの間に 24 回に及ぶ論議を重ねた結果、学校における食育の推進および中学校給食について、本報告書をまとめるに至った。

平成 19 年 11 月  
食育・給食実務者検討会  
座長（学校教育部長）石垣 繁雄

# 第1章 学校における食育の推進

## 1. 学校における食育の目標と基本方針

### (1) 学校における食育の位置付け

食育の指導体制について位置付けを明確にするとともに、健康教育の一環として実施する（教育課程上で位置付け、教科・領域等との関連性を図る）。

### (2) 食育の目標

小・中学校における食育の目標を検討し、次の6項目にまとめた。

食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。  
心身の成長や健康を保持・増進する上で、望ましい栄養や食事の摂り方を理解し自ら管理していく能力を身に付ける。  
正しい知識・情報に基づいて、食べ物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。  
食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をはぐくむ。  
食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける  
各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

この6項目をもとに、学校においては児童・生徒に食事の重要性、食品を選択する能力、健全な食生活を実践する力、更に、次世代を育てる力を身に付けることを目標とした。そして、それらを基本として、食物の生産における自然との調和、食物の保存と調理における知恵と技術、食材の学習などを、家庭・地域と連携しながら進め、心身の健康、感謝の心、社会性を養うことが学校における食育であるとした。

### (3) 食育推進の基本方針

先に掲げた食育の目標を実現させるためには、学校・家庭・地域が互いに連携・協力して取り組む必要がある。

学校においては食育の目標について、全職員<sup>注)</sup>で共通理解を図った上で教育課程に位置付けて、意図的・計画的・組織的に対応していくことが必要となる。また、そのために内外の人材の有効活用が求められる。

本検討会では、食育推進の基本方針を次頁の3項目にまとめた。

注): 校長、副校長、教職員、事務職員、栄養士、調理員、用務員など学校に勤務するすべての職員

校長のリーダーシップの下、教職員をはじめ全職員が目標を共通理解し、指導体制を整備して食に関する指導を実施する。

学校栄養職員\*<sup>1</sup>の専門性を生かし、教科・領域等における指導と関連付けて、養護教諭等と連携して実施する。

家庭及び地域と連携体制を築き、食に関する指導の充実を図る。

## 2. 学校における食育の指導体制

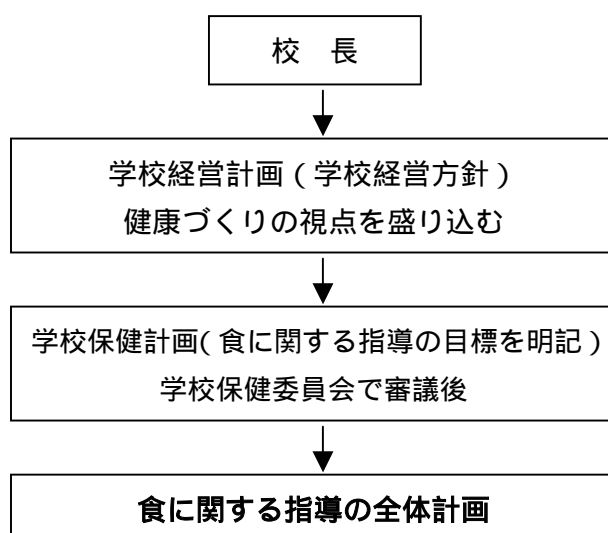
現在、小・中学校においては、給食の時間や「体育（保健体育）」、「家庭（技術・家庭）」等を中心とした各教科において、健康の大切さの理解や日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身に付けることを目標に、実践的・体験的な活動を通して食に関する指導が行われている。

食育が国民全体の課題となった今、学校における食育の取り組みを家庭や地域に広く公開していくことが求められる。そのためには学校全体の取り組みを計画的に行うことが必要であるとともに、計画を推進していくための指導体制が必要となってくる。

### (1) 食に関する指導の全体計画

食育を計画的に進めるためには、食に関する指導の全体計画作成が必要である。

#### ○ 食に関する指導の全体計画作成までの流れ



## (2) 食育推進のための校内指導体制

食育推進のための体制整備

各学校は、食育を教育活動全体で取り組むため、食育を担当する分掌を決めて校内体制を整備し、組織的に対応していくことが必要である。

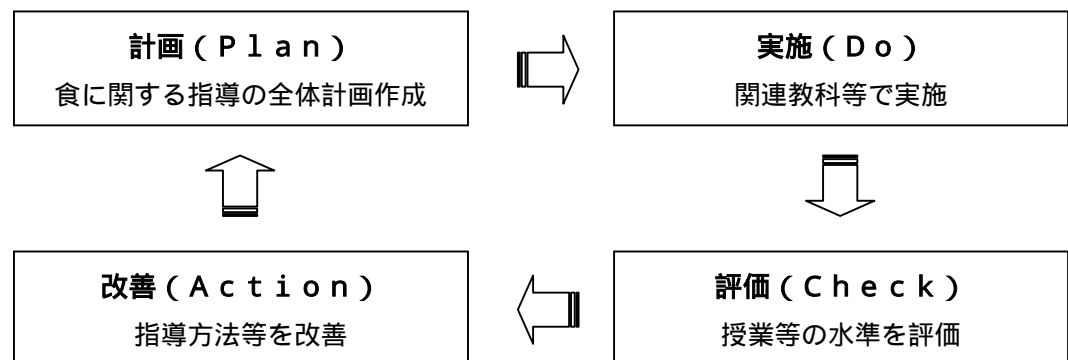
**STEP 1** 食育推進のための組織の整備 食育を所管する分掌（例：保健部）を明確にする。

**STEP 2** 食育推進チームの編成 主幹、保健主任等のミドルリーダー層と、学校栄養職員、調理員、家庭科教諭、養護教諭等の高い専門性をもつ職員で編成する。

**STEP 3** 食育リーダーの選任 食に関する全体計画作成時の調整、家庭への情報発信、地域との連絡調整などを中心となって行うリーダーを選任する。

食育の計画・実施・評価・改善

組織が目標を達成する過程において重要なことは、組織内外の絶えず変化する環境からの影響に対し、的確な情報分析をして対応したり、内外の資源や能力を開発、統合し、職員の活動を調整したりするマネジメント機能である。したがって、学校における食育に関しても、このマネジメント機能が求められる。



## (3) 食育を進めるための人材の育成

食育を牽引する「食育リーダー」を育成 食育リーダー養成研修  
教職員の意識啓発 食に関する現状への正しい認識と、食育の必要性の理解促進

研修の充実 教員研修の各段階において食に関する指導を重要な課題として取り上げ、研修を実施

情報提供 食に関する指導事例や教材等をホームページ等で提供

## (4) 栄養教諭\*2制度

導入にあたっては様々な課題があることから、東京都の動向を見ながら市の実情に見合った市独自の栄養教諭制度についての研究・検討が必要である。

### 3. 家庭・地域と学校との連携

学校においては、これまでも様々な場面で家庭や地域との連携・協力により教育活動を進めてきた。とくに食育においては今まで以上の連携が求められる。食育は家庭を中心に多くの場面にわたることから、今後、食育を効果的に進めるためには、学校・家庭・地域の連携がより一層重要となる。

#### (1) 家庭

- 規則正しい食生活についての啓発活動  
(朝食の重要性、早寝早起き、食事のマナー)
- 家庭への情報提供及び情報交換  
(給食試食会、親子料理教室、給食だより、給食レシピの紹介、保護者の栄養学習のサポート)
- 個別の栄養相談  
(食物アレルギーの対応、生活習慣病予防等の栄養指導)

#### (2) 地域

- 生産体験学習を通じた生産者との交流  
(農業学習、牧場学習、地域・保護者の参加のもとでの収穫祭など)
- 地産地消の推進による安全な旬の食材の活用  
(生産農家との連携、青果市場との情報交換、姉妹都市の食材を給食で使用など)
- 企業やNPO法人などの取り組みの活用  
(企業の食育事業の利用、公開講座の活用など)

#### (3) 学校保健委員会\*<sup>3</sup>

- 学校保健委員会で食に関する議題の設定
- 栄養士・調理員の参加による食育の目的の統一
- 地域内での情報交換や、関係諸機関との連携・協力  
(地域の小・中学校との合同開催、近隣地域での同一校種合同開催)
- 情報発信や、学校と家庭・地域と連携した行事の実施  
(児童・生徒、保護者への情報提供、学校保健委員会主催の講演会の実施)

#### (4) その他の機関

- 保健所・子育て支援課・保育園との連携  
(栄養相談や料理教室の応援、職員間で専有する知識の有効活用、家庭教育学級の応援)

## 4. 栄養士・調理員の業務について

### (1) 栄養士の業務

現在、小学校へ配属されている栄養士の業務は、当該校の給食を中心とした業務に従事しているのが現状である。

しかし、「健康増進法」が施行され、健康な心身を育むため「食教育の重要性」が求められている今日、栄養士への期待は大きいものがある。

栄養士業務は人の一生涯を通しての食に関わるものであり、単に学校給食現場のみの対応で「健康増進や栄養管理」等を行うのではなく、地域社会の食に関する諸課題に目を向け、他の所管と連携することが大切である。

本検討会では栄養士について、市全体の食育を推進するために職域の見直しを図り、様々な所管でその役割を果たせるような対応が必要であるとした。

また、その食育推進リーダー役を担う栄養士の業務については、その一部を給食調理員等の他職種へ移行することが可能であるとした。

ただし、このためには、パソコンの導入や、献立作成のためのシステム開発等、環境の整備が必要である。

### (2) 給食調理員の業務

食育を推進していくには、栄養士とともに給食調理員も調理技術に基づく重要な責務を担い、また、本市の人材育成の考え方である「脱単純労務職化」への方向性を踏まえ、給食調理員の現在の業務について見直しを図る必要がある。

現在の業務は、非正規職員（臨時職員）若しくは、調理業務等を民間業者等へ移行することも含め見直しを図ることとし、正規調理員は給食室全体の管理に努めるものとした。

管理内容（業務）については、安全で美味しい給食を子どもたちへ提供するため、非正規職員（臨時職員）への指示及び管理等と、受託業者（現場責任者）への指示及び調整等に従事し、食材料等の支払い業務等の事務に従事することについてもその範疇とすることが望ましいとした。

また、そのためには、正規職員の給食に対する安全・衛生管理や調理技術及び事務等の能力向上に向けた研修会等を充実していく必要がある。

## 第2章 中学校給食の検討

食育・給食実務者検討会では、給食の実務に関わる者として、中学校給食<sup>注)</sup>の実施の必要性や実施方式等について検討した。

注): ここでは、現在本市の中学校で実施しているミルク給食に対し、完全給食を指す。

### 1. 中学生をとりまく背景

「早寝・早起き・朝ごはん」と言われているが、本検討会で実施したアンケートによると、中学生では7時以降に起きる者が7割を超え、「眠くてなかなか起きられない」者は3割近くに達している。

一方、就寝時刻については、0時台以降の者が4割を超えているなど、生活リズムが夜型になっている。

これらのことが、朝食・昼食の欠食や偏食など、生徒の生活の乱れの原因となっていることが推測され、これからの健康への影響が心配されている。

このように生徒をとりまく社会環境の変化の中で、バランスのとれた栄養豊かな食事を取り、心身の健康の増進を図ることはもちろん、正しい食習慣を身に付け、食の自己管理ができる子どもを育成する必要がある。

### 2. 給食の意義

学校給食法では、学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、国民食生活の改善に寄与」するものであり(第1条)、次の4点(第2条各号)が給食の具体的な教育的役割であると解される。

- (1) 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと
- (2) 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと
- (3) 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること
- (4) 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと

### 3. 本検討会における中学校給食についての意見

前述した中学生をとりまく背景、給食の意義を踏まえたうえで、中学校給食について必要か否かが検討された。中学校給食の実施を必要とする、あるいは実施を疑問とする意見について以下のような内容が挙げられた。

#### (1) 中学校給食の実施を必要とする意見

欠食対策から

- ア．朝食を毎日あるいは時々食べない生徒が約2割存在しており、給食で栄養を補う必要性がある。
- イ．昼食を食べない生徒も少数だが存在しており、健康な心身を育成するため、そういった生徒を看過するのは問題である。

栄養バランスから

- ア．食生活の乱れから栄養バランスの偏り等が問題となっている。
- イ．給食は食事摂取基準<sup>\*4</sup>に基づき、栄養士の立てた献立により、昼食として摂るべき栄養素量が計算された食事が提供される。
- ウ．現在の食環境から中学生に対しても栄養管理等を含めた食育が必要である。

食文化の継承から

- ア．給食を通じて、各地域の郷土料理や、家庭ではできないような伝統的メニューを出せることから、次代を担う中学生に食文化の伝承ができる。
- イ．季節にあった旬の食材や日本の食文化を食事を通じて子ども達に伝えることができる。

市民の要望から

- ア．大多数の自治体が中学校給食を実施している中で八王子市は未だ実施していない。
- イ．市長へのEメールや、1万人を超える署名とともに寄せられた「中学校給食の実施を求める」要望書から、市民から中学校給食の実現を望む声強い。

その他

- ア．共働き家庭やひとり親家庭の増加、また長時間労働などで、生活時間に余裕が無く、昼食の弁当作りが困難な家庭がある。

## (2) 中学校給食の実施を疑問とする意見

弁当による親子の繋がりから

- ア．保護者の生活が多様化する中で、給食を実施して弁当を作らなくなることにより、子どもとの関わりが少なくなり、親子関係が希薄化することも考えられる。
- イ．給食があれば保護者の負担が軽減されるが、保護者が子どもに食べ物を用意することは基本である。

食育は給食が無くても可能

- ア．中学校の短い昼食時間では余裕のある食生活指導には無理がある。
- イ．中学校の食育は家庭科や保健等の授業の中でやっていくほうが生徒に伝わりやすい。
- ウ．自分で弁当を作ってくる生徒もあり、そういった生徒は栄養の知識も豊富で、今の昼食の形態でも食育が実践できている。
- エ．食育として、給食を実施している学校であえて弁当を持って来る日を設ける取り組みもある中で、安易に中学校給食を実施するというのは短絡的である。

個人差への対応から

- ア．家庭からの弁当は、個人の体格差、性別、その日の予定や体調に合わせて量や内容を調節できる。
- イ．家庭からの弁当だと食物アレルギーについて保護者がしっかりと管理できる。
- ウ．生徒へのアンケート結果でも、昼食について今のままで良いという回答が1番多い。

以上のように、中学校給食が必要であるとする意見と疑問に感じる意見が交錯する中で、次世代を担う子ども達が、欠食・偏食など望ましい食習慣を十分に身に付けることができていない現状を補完するものとして、中学校給食の実施は子育て支援の一環としても必要であるとの方向性を持つに至った。

## 4. 中学校給食を実施した場合の課題および実施方法について

中学校給食の実施が望ましいという一定の方向性が出た上で、中学校給食を実施するとした場合に課題と考えられる点、また、給食の実施方法について以下のような意見が出された。

### (1) 具体的な課題

給食時間について

- ア. 生徒の自主的な活動ができる昼の休憩時間等に影響を与える。
- イ. 行事日程や時間割編成の決まり方等、給食そのものが教育課程に影響を与えることもある。

残菜について

- ア. 学校で世界的な貧困や食糧難を含めた環境学習に取り組んでいる中で、残菜が多く出るとは考慮すべき点である。
- イ. 個人差がある子ども達に同じ量を与えれば残菜が出るのはやむを得ない。
- ウ. 中学生になると小学生のときよりも食べ物に関する嗜好がはっきりしてくるので、残菜が多く出る可能性がある。

実施時期について

- ア. 中学校給食の実施が決定した場合、早期に実施に移せることが望ましい。
- イ. また、給食を実施している学校としていない学校があつては、学校選択制の関係で学校経営への影響も考えられることから、全校一斉に実施することが望ましい。

### (2) 個人に対する対応

個人差等の対応を検討する上で、次の意見が出された。

アレルギー対応について

- ア. 簡単な除去食等であれば、ある程度は市でも対応できるが、アレルギー食材が多い場合は、それを除去・代替することで栄養価が損なわれることもあり、市で対応することが困難な場合がある。
- イ. 家庭から弁当を持ってくるか、給食を希望するかを選ぶことができる希望制の給食を実施すれば、アレルギー対応については家庭からの弁当で対応してもらうことができる。
- ウ. 中学生になれば自分で何を食べてはいけないかわかっており、アレルギーを引き起こす食材のときは、生徒が給食を食べないという対応もとることができる。

税負担の公平性について

- ア．希望制の中学校給食を実施した場合、給食を利用する家庭と、弁当を持ってくる家庭とで、税負担の公平性に差が出るのではないかと。
- イ．全員にいつでも給食を選択する機会が与えられており、希望すればいつでも利用できるということで、公平性は保たれるのではないかと。

### (3) 実施に向けて

方式について

- ア．単独校調理方式<sup>\*5</sup>、親子方式<sup>\*6</sup>、共同調理場方式<sup>\*7</sup>、デリバリーランチ方式<sup>\*8</sup>など様々な実施方式が検討された。
- イ．中学校給食実施に伴う財政負担をできるだけ抑えたかたちで、早期に実現することが望ましい。
- ウ．本市の中学校給食の実施にあたり、デリバリーランチ方式と親子方式が現実的なものとして挙げられた。
- エ．デリバリーランチ方式での実施は、中学校への配膳室の整備等が必要ではあるが、既存の民間調理施設を利用するため初期投資を抑えたかたちで、早期の実施が可能であり、恒常的な経費についても安価に抑えられる。
- オ．親子方式については、食数に対応する施設整備や運搬距離等の条件から全校での実施は不可能であるが、小規模校等では簡易な施設の改修や備品の増設等で実施の可能性がある。そうすることで、小学校の給食施設と人員を中学校にも活用できる。

申し込みについて

- ア．給食に使われる食材や栄養価は月単位や10日単位などで考えられている。栄養バランスの取れた給食を提供するためには、1日単位で好きな献立のときにだけ申し込むのではなく、月単位など一定期間以上の申し込みとすることが望ましい。
- イ．給食費については口座振込による前納とし、振込を済ませた生徒に対して給食を提供し、長欠等で食べなかった分については返金することにすれば、給食費未納の問題も防ぐことが可能である。

## 5 . 本検討会における中学校給食に関するまとめ

食育・給食実務者検討会では、中学生の食に関する課題とあるべき姿について様々な角度から検討し、その中で中学校における昼食のあり方について考察してきた。前述した意見を踏まえ、まとめとした。

- ( 1 ) 共働きの家庭やひとり親の家庭も増え、子育てに対する支援が求められている社会状況があることや、生徒の心身の健全な発達のためには、望ましい食習慣の形成や、栄養バランスのとれた昼食を提供していくことが必要であることから、中学校給食を実施することが望ましい。
- ( 2 ) 学校給食法の意義からすると、本来全員を対象に給食を実施することが望ましいが、保護者が子どもの健康や成長を考えて作る家庭からの弁当は、内容や量を自由に選択できる利点や、親子の結びつきを深める等の意義もあることから、弁当の大切さも尊重した中で、希望制とすることが望ましい。
- ( 3 ) 実施方式については、全校一斉の開始が望ましいとされる中では、全校デリバリーランチ方式での実施が有効である。ただし、将来的には、学校の形態によって親子方式などの形式も考慮すべきと考える。

## 語句説明

- \* 1 学校栄養職員 学校給食を担当する栄養士
- \* 2 栄養教諭 児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員。児童・生徒の発育において、栄養状態の管理や、栄養教育の推進をめざして 2005 年から設けられた。
- \* 3 学校保健委員会 学校における児童・生徒の健康づくりについて意見交換を行い、研究協議するとともに、健康づくりのための実践活動を行う組織。
- \* 4 食事摂取基準 健康な人が健康を保つために 1 日に必要なエネルギーや栄養素の必要量を示したもの。
- \* 5 単独校調理方式 各学校に調理場を設けて給食を提供する方式。自校方式とも呼ばれる。
- \* 6 親子方式 隣接する学校の給食を、どちらかの学校に設けた調理場で調理し、給食を提供する方式。
- \* 7 共同調理場方式 複数校分の給食を調理できる調理場を設けて、各学校に給食を提供する方式。センター方式とも呼ばれる。
- \* 8 デリバリーランチ方式 献立作成と食材の選定・調達を市が行い、調理・配送・食器の回収等の業務を業者に委託する方式。

## 審議経過（日程・開催場所）

第 1 回	平成 18 年 6 月 30 日	本庁舎事務棟 801 会議室
第 2 回	平成 18 年 7 月 18 日	教育センター 第 1 研修室
第 3 回	平成 18 年 7 月 27 日	教育センター 第 8 研修室
第 4 回	平成 18 年 8 月 10 日	教育センター 第 1 研修室
第 5 回	平成 18 年 9 月 7 日	本庁舎議会棟 第 6 委員会室
第 6 回	平成 18 年 10 月 5 日	本庁舎事務棟 801 会議室
第 7 回	平成 18 年 10 月 19 日	本庁舎議会棟 第 1 委員会室
第 8 回	平成 18 年 11 月 9 日	本庁舎事務棟 602 会議室
第 9 回	平成 18 年 12 月 9 日	本庁舎議会棟 第 1 委員会室
第 10 回	平成 18 年 12 月 21 日	本庁舎事務棟 301 会議室
第 11 回	平成 18 年 12 月 25 日	本庁舎議会棟 第 6 委員会室
第 12 回	平成 19 年 1 月 5 日	本庁舎事務棟 907 会議室
第 13 回	平成 19 年 1 月 18 日	職員会館 第 3 会議室
第 14 回	平成 19 年 1 月 26 日	本庁舎議会棟 第 1 委員会
第 15 回	平成 19 年 1 月 31 日	教育センター 第 8 研修室
第 16 回	平成 19 年 2 月 13 日	職員会館 第 3 会議室
第 17 回	平成 19 年 3 月 15 日	職員会館 第 2、3 会議室
第 18 回	平成 19 年 5 月 2 日	本庁舎事務棟 301 会議室
第 19 回	平成 19 年 5 月 10 日	本庁舎事務棟 601 会議室
第 20 回	平成 19 年 5 月 24 日	職員会館 第 2、3 会議室
第 21 回	平成 19 年 5 月 31 日	本庁舎事務棟 601 会議室
第 22 回	平成 19 年 6 月 20 日	職員会館 第 2 会議室
第 23 回	平成 19 年 7 月 3 日	職員会館 第 2 会議室
第 24 回	平成 19 年 7 月 10 日	本庁舎事務棟 602 会議室

## 委員構成

検討委員	学校教育部長	座長
	学校教育部管理職	3 名
	指導室指導主事	1 名
	小学校長	1 名
	中学校長	1 名
	学校教育部職員	1 名
	小学校栄養士	3 名
	小学校給食調理員	4 名
事務局	学校教育部職員	5 名